

ごみ処理基本計画（第5期）策定について

平成 26 年 2 月 26 日
 廃棄物総合対策審議会資料⑤

1 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律[※]に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めるものである。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項

2 経緯

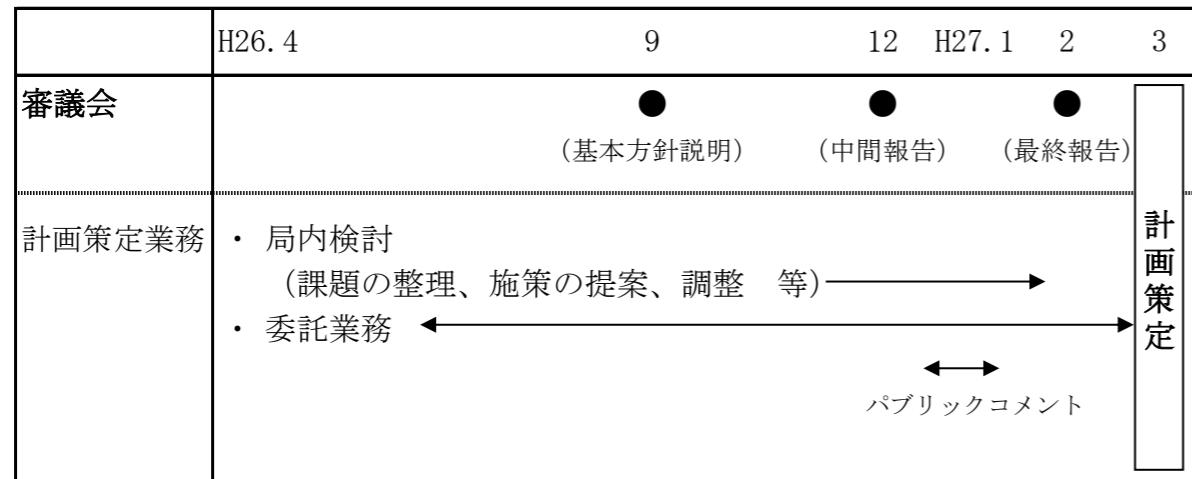
- H 6. 3 「金沢市ごみ処理基本計画」策定
- H 12. 3 「金沢市ごみ処理基本計画（第2期）」策定
- H 17. 3 「金沢市ごみ処理基本計画（第3期）」策定
- H 22. 3 「金沢市ごみ処理基本計画（第4期）」策定



(H 25年度 「ごみ組成調査」実施)

H 27. 3 「金沢市ごみ処理基本計画（第5期）」策定予定

3 計画策定スケジュール（案）



4 現計画（第4期）の目標値

- ① 計画最終年度（平成36年度）までに、ごみ総排出量を平成20年度に対して10%削減する。
- ② 平成27年度までに資源化率25%とし、以降、計画最終年度（平成36年度）まで資源化率25%以上を維持する。

5 現計画（第4期）の評価

- ① ごみ総排出量については、計画通り、順調に削減されている。
- ② 資源化率については、目標を下回っている。

